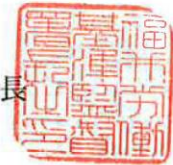




福井基署発 1122 第 1 号  
令和 3 年 11 月 22 日

一般社団法人福井県トラック協会  
会長 殿

福井労働基準監督署長



### 貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に係る拘束時間について


平素より、労働基準行政の運営につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

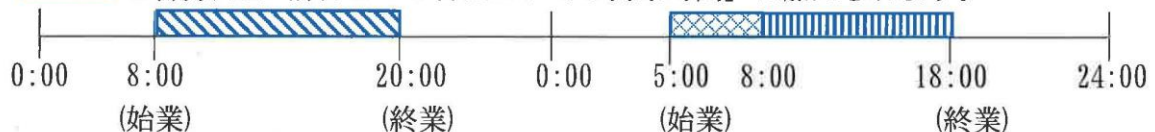
さて、長時間労働の実態がみられる自動車運転者については、労働時間等の労働条件について最低基準を定めることによって労働条件の改善向上を図り、併せて過労等に基づく交通事故の防止に寄与することを目的とし「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(以下「改善基準」という。)」が定められており、その改善基準遵守のために、福井労働基準監督署では貨物自動車運送事業者に対し監督指導を実施しているところでありますが、一部の事業者において、「1日についての拘束時間」を誤って理解しているために、「1日についての拘束時間」の基準を超える拘束時間が認められたり、「1日についての拘束時間」の基準を超える標準運行表が作成されていたりする等の問題が認められました。

つきまして、貴協会から会員事業場に対して、下記事例とともに別添のパンフレットを配付する等により改善を徹底するよう通知願います。

### 記

#### 1 24時間以内の再始動と拘束時間の考え方

「拘束時間」とは労働時間、休憩時間その他使用者に拘束されている時間をいいますが、拘束時間において「1日」とは始業から起算した24時間をいうため、「1日についての拘束時間」とは単に始業時刻から終業時刻までの時間ではなく、始業から起算した24時間内の拘束時間となります。したがって、勤務が終了し、8時間以上の休息期間を取った後でも、前日の始業時刻から24時間以内に翌日の勤務を開始する場合には、下記の前日の始業時刻から24時間以内である午前5時から午前8時までの3時間(下図の  の部分)は、前日の「1日についての拘束時間」に加えられます。



このため、上図の例では、1日目は8時~20時までの12時間、2日目は5時~18時までの13時間であるように見えますが、実際には、1日目は8時~20時までの12時間

